

商店街等活性化推進事業補助制度に係る Q&A

Q1 商店街等の空き店舗を活用してお店を開きたいのですが、どのように応募すればよいでしょうか。

A1 まず、出店を希望される店舗の商店街振興団体等へご連絡していただき、空き店舗物件等の確認を行ってください。応募に際しては、本補助金の募集要項をお読みいただき、必要書類をご準備のうえ、期限までにご応募ください。

Q2 出店を考えている空き店舗があるのですが、補助対象になりますか。

A2 検討されている空き店舗が、商店街振興団体等のエリアに含まれるかどうか、出店を希望される店舗の商店街振興団体等へお問い合わせください。商店街振興団体等のエリアに含まれない場合、補助対象にはなりません。

Q3 (旧津市及び旧久居市が策定した)中心市街地活性化基本計画のエリア内で、現在、店舗を営んでいるのですが、本補助金をきっかけに、今ある店舗を閉めて、新たに対象エリア内の商店街に出店したいと考えていますが、助成してもらえますか。

A3 対象エリア内で店舗を移転する場合は、補助対象になりませんが、対象エリア外から対象エリア内への店舗移転や、対象エリア内であっても、2号店等店舗を拡大する場合は、補助対象になります。

但し、2号店等店舗を拡大した後、半年以内に1号店を閉店等された場合には、補助金を返還いただく場合があります。

Q4 出店を考えている店舗等(又は土地)が、連続して6ヶ月以上利用されていないかどうか、どうしたら分かりますか。

A4 空き店舗等の期間については、所有者又は、出店を考えている店舗等(又は土地)が所在する商店街振興団体等へお問い合わせください。

なお、空き店舗等の期間の考え方は、事業者が商店街振興団体等に対して、応募提案書を提出した日から起算して6ヶ月前になります。

また、イベント開催など、商店街が当該空き店舗等を利用している場合は、「連続6ヶ月」の期間を妨げるものではありません。

Q5 出店を考えている空き店舗が、過去に本補助金を受けて改装されたいのですが、助成してもらえますか。

A5 過去5年以内に、本補助金を活用して、改装費又は賃借料に係る補助を受けている物件については、補助対象にはなりません。

Q6 応募すれば、必ず助成されますか。

A6 必ずしも助成されるわけではありません。商店街振興団体等による事前審査及び津市による本審査を経て、助成の可否が決定されます。

Q7 賃借料は、どの時点から補助対象になりますか。

A7 補助金交付決定後、店舗等の営業を開始した日以降に支払った賃借料が補助対象になります。

Q8 自ら所有する空き店舗等を改装して、自ら店舗を営む場合、改装費補助や賃借料補助を受けられますか。また、自ら所有する空き店舗等を改装して、他人に貸す場合、改装費補助や賃借料補助を受けられますか。

A8 いずれの場合も、補助の対象にはなりません。

Q9 既に出店を考えている店舗について、賃貸借契約を締結しているのですが、補助対象になりますか。

A9 本補助金の応募提案書の提出前に、賃貸借契約を締結している場合、補助の対象にはなりません。

Q10 早くお店をオープンしたいので、応募提案書を提出したらすぐに改装工事等の契約締結や工事発注しても良いですか。

A10 本補助金による補助は、商店街振興団体等による事前審査及び、津市による本審査を経て決定されます。補助金交付決定通知後に、改装工事に係る契約が締結され、発注された場合、補助の対象となります。このため、応募提案書の提出後すぐに、改装工事等の契約締結や工事発注された場合は、補助の対象にはなりません。

Q11 賃借料は、必ず3年間助成してもらえますか。

A11 賃借料の補助金交付の考え方は、単年度毎になります。次年度以降の補助金交付については、市の予算措置状況や店舗の営業状況などを考慮の上、補助金交付申請書の提出を受けて、判断することとなります。このため、3年間の賃借料の補助をお約束するものではありません。

Q12 当初予定していた営業時間や定休日を変更する場合、どうすればよいですか。また、業種等を変更する場合はどうすればよいですか。

A12 募集要項「5. 空き店舗等の活用にかかる条件(1)」に記載されている週4日以上、かつ昼間の時間帯(10時～19時までの時間帯)に実営業を4時間以上(但し、店休日を除く)の範囲内であれば変更可能としますが、変更する場合は、事前に必ず商店街振興団体等を通じて、市へ連絡してください。なお、業種等の変更については、補助対象外となる場合がありますので、同様の方法で、必ず市へ連絡してください。